

令和4年5月20日

社協における新型コロナウイルス感染症対策について
～リバウンド警戒期間の終了を受けて

社会福祉法人福生市社会福祉協議会
会 長 板 寺 正 行

東京都の「リバウンド警戒期間」が令和4年5月22日付けで終了することに伴い、福生市の対応を踏まえ、同日後の社協の新型コロナウイルス感染症対策については、次のとおりとする。

1 福祉センター施設の対応について

感染防止対策を行ったうえで、通常どおりの対応とする。ただし、感染症対策上その他必要と認めるときは、施設の利用を制限することができる。

※月曜日の閉館時刻は、通常どおり午後5時15分とする。

※老人福祉センターは、入浴関連施設については人数制限を行う。

ただし、次の業務は通常どおりとする。

- ・地域包括支援センター熊川
- ・高齢者在宅サービスセンター田園、高齢者生きがい活動支援デイサービス
- ・生活介護事業所はっぴい
- ・各種相談窓口

2 社協が主催又は共催するイベント等について

「新型コロナウイルスによる感染症に対する社協が主催するイベント等に関する取扱方針」（令和2年2月27日決定）並びに国や東京都が示すガイドライン等に基づき、開催制限等について判断するものとする。

3 輝き市民サポートセンター・学童クラブ・ふっさっ子の広場・生活介護事業所れんげ園の対応について

(1) 輝き市民サポートセンター

通常どおりの対応とする。ただし、感染症対策上その他必要と認めるときは、施設の利用を制限することができる。

(2) 学童クラブ・生活介護事業所れんげ園

感染防止対策を行ったうえで、通常どおりの運営をする。

(3) ふっさっ子の広場

学校の対応に準ずるものとする。

4 社協業務について

感染防止対策を行ったうえで、通常どおりの対応とする。

5 社協職員の勤務体制について

(1) 感染防止対策を行ったうえで、通常どおりの対応とする。

(2) 感染予防・感染拡大防止環境の維持

職員は、手洗い等の手指衛生、咳エチケット、業務時のマスクの着用はもとより、ソーシャルディスタンスの確保、職場の換気などを励行し、感染予防・感染拡大防止に資する環境を維持するものとする。

6 福祉センター内等の対応について

(1) 会議等について

福祉センター内部における会議等（審議会等を含む。）については、感染防止対策を行ったうえで、通常どおりの対応とする。ただし、必要と認めるときは、オンライン、書面開催等により会議等を行うことができる。

(2) 出張等について

感染防止対策を行ったうえで、通常どおりの対応とする。

7 その他

(1) 感染者が社協に発生した場合の対応について

今後、社協に関係する者が感染した場合において、濃厚接触者の有無等、更なる感染拡大のおそれがある状況にあるときは、その影響の度合いを勘案し、速やかに、休業その他の感染防止に資する対応をとり、感染の拡大を防ぐための措置を講じるものとする。

(2) 柔軟かつ速やかな対応

市民の健康の確保、感染予防及び感染拡大防止を第一に、今後の国、東京都、福生市等の方針や市内における感染状況等を踏まえ、柔軟かつ速やかに、支援施策その他の社協の対策について、必要な措置を講じるものとする。